【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第二百六条**　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第百二十一条、第百二十六条第一項、第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十三条の三又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第六十七条の十四又は第百二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第百二十二条第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七　第百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

**第二百六条**　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第百二十一条、第百二十六条第一項、第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十三条の三又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第六十七条の十四又は第百二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第百二十二条第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七　第百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

**第二百六条**　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の三第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第百二十一条、第百二十六条第一項、第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十三条の三又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第六十七条の十四又は第百二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第百二十二条第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七　第百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の三第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第百二十一条、第百二十六条第一項、第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十三条の三又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第六十七条の十四又は第百二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（五、六　削除）

六　第百二十二条第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七　第百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項、第七十六条、第八十七条の二の二第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百四十九条第二項前段　又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十五条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項、第七十六条、第八十七条の二の二第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百四十九条第二項前段又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十五条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項、第七十六条、第八十七条の二の二第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百四十九条第二項前段又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項、第七十六条、第八十七条の二の二第一項、第百五条第一項、第百六条の二十四又は第百四十九条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百四十九条第二項前段又は第百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第百五条第一項又は第百五十二条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項又は第百五十二条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第百五条第一項又は第百五十二条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項又は第百五十二条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第三項又は第百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第百五条第一項又は第百五十二条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第百十条第一項、第百十二条第一項又は第百五十二条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

（十、十一　新設）

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第百五条第一項又は第百五十二条第一項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条　、第百十条第一項、第百十二条第一項又は第百五十二条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条又は第八十五条の二第一項　の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第八十五条の二第二項前段、第百十条第一項又は第百十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条又は第八十五条の二第一項　の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条、第八十五条の二第二項前段、第百十条第一項又は第百十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項、第八十五条の二第四項前段、第百十条第一項又は第百十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条第一項又は第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項、第八十五条の二第四項前段、第百十条第一項又は第百十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第七十八条第一項又は第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十三条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八　第百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九　第百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十　第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項、第百五条又は第百十三条第一項後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

四　第百十条第一項の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項、第百五条又は第百十三条第一項後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

（四　削除）

四　第百十条第一項の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項、第百五条又は第百十三条第一項後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条第一項の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

八　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項、第百五条又は第百十三条第一項後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条第一項の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条第一項の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

八　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条又は第八十五条の二第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

八　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条又は第八十五条の二第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条第一項又は第百十九条第一項の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

八　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条又は第八十五条の二第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条又は第百十九条の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

八　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項前段、第七十七条又は第八十五条の二第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第七十九条又は第百十九条の規定による命令に違反したとき

四　第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

五　第百十条の規定に違反して上場したとき

六　第百十一条の規定による命令に違反したとき

七　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

（七、八　削除）

八　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

（四　新設）

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百六条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

（改正前）

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

（九　新設）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条の二第一項、第百五条又は第百十三条後段の規定に違反したとき

二　第八十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　削除

四　第百十条　の規定に違反して上場したとき

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき

六　第百十二条の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

（改正前）

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき

二　第八十八条第二項、第百八条第二項又は第百三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第百五条、第百十三条第三項又は第百十四条第三項後段の規定に違反したとき

四　第百十条又は第百十三条第一項の規定に違反して上場したとき

五　第百十二条第一項の規定に違反して登録したとき

六　第百十四条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百六条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき

二　第八十八条第二項、第百八条第二項又は第百三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第百五条、第百十三条第三項又は第百十四条第三項後段の規定に違反したとき

四　第百十条又は第百十三条第一項の規定に違反して上場したとき

五　第百十二条第一項の規定に違反して登録したとき

六　第百十四条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

七　第百十九条の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき